命を守る

住宅用火災警報器

設置してますか?点検してますか?



WITH THE KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられてから 令和3年6月1日で 12年を迎えました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を 検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

設置が必要な場所は、 寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上 にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、 ボタンを長押しすると、 音声などで正常に作 動するかどうかを知ら せてくれます。





長崎市消防局/佐世保市消防局/県央地域広域市町村圏組合消防本部/ 島原地域広域市町村圏組合消防本部/平戸市消防本部/松浦市消防本部/ 五島市消防本部/新上五島町消防本部/壱岐市消防本部/対馬市消防本部

島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 62-5857

【後 援】



